

移動等円滑化取組計画書

令和元年 12月27日

住 所 東京都江東区青海 1-2-1

事業者名 東京臨海高速鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 浅川 英夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ①ホームドアは、2018年度に国際展示場駅へ導入し、2019年度には大井町駅で運用開始を予定している。今後は2022年度までに天王洲アイル駅など3駅へ導入するとともに、その他の駅についてもホーム構造等を考慮し整備を促進する。また、ホームドア設置に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックを改修する。
- ②エレベーターによる1ルート整備は、全駅において達成しており、東京テレポート駅については、2018年度に改札外に増設し、今後も改札内へ増設するなど、もう1ルートを確保する。また、一部駅のエレベーターを大型化するなど、バリアフリールートの質的な充実を図っていく。
- ③旅客用化粧室は、各駅で「バリアフリー整備ガイドライン」に準拠してリニューアルを進めており、2019年度には、新木場駅及び東雲駅での改修を行い、音声案内付触知案内板の設置やオストメイト設備を備えた多機能型トイレの増設を進める。
- ④有人改札窓口のオープンカウンター化は、一部2019年度に東京テレポート駅及び国際展示場駅で実施する。
- ⑤現在りんかい線で使用されている車両は、第一編成の導入から20年以上が経過しており、移動等円滑化が十分になされていないことから、新型車両の導入に向けた取組を行う。
- ⑥車両とホームの段差、隙間対策については、各駅の実態調査を実施し、各駅の一部の隙間対策に今年度から着手するとともに、今後も順次、対策の拡大を図っていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①乗降介助が必要なお客様に円滑に乗降いただけるよう、当社線各駅はもとより直通先の JR 埼京線との連携を充実させる。
- ②あらゆるお客様にとって分かりやすく便利な案内サイン等を充実させる。
- ③駅社員を中心に、障がい者の接遇に関する民間資格の取得や研修受講等を促進する。
- ④車両は、車内自動放送及び車内表示器での多言語による優先席の案内を始めとしたわかりやすい案内表示の改修を 2019 年度に完了する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新木場駅	・旅客用化粧室に音声案内付触知案内板を設置し、オストメイト設備を備えた多機能型トイレを増設する。(2019～2020 年度)
東雲駅	・旅客用化粧室に音声案内付触知案内板を設置し、オストメイト設備を備えた多機能型トイレを増設する。(2019～2020 年度)・
国際展示場駅	・視覚障がい者誘導用ブロックを JIS 規格に改修する。(2019 年度) ・有人改札窓口のオープンカウンター化を実施する。(2019 年度) ・既存エレベーターを大型化する。
東京テレポート駅	・ホームと改札階を結ぶエレベーターを増設し、既存エレベーターを大型化する。(2019～2020 年度) ・有人改札窓口のオープンカウンター化を実施する。(2019～2020 年度)
大井町駅	・ホームドアの運用を開始する。(2019 年度) ・視覚障がい者誘導用ブロックを JIS 規格に改修する。(2019 年度)
各駅	・各駅における車両とホームの段差・隙間の実態を調査し、一部の隙間対策に着手する。
車両の更新	新型車両の導入に向けた取組を行う。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降介助が必要なお客様の支援充実	乗降介助が必要なお客様のご案内の連絡をより円滑に行うため、東雲駅、東京テレポート駅、天王洲アイル駅、品川シーサイド駅に JR との連絡を円滑にする専用の電話を設置する (2019 年度)。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの充実	全駅において案内サインの増改修を完了させる (2019 年度)。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	おもてなしの心と安全な介助技術を学ぶ「サービス介助士」の資格を駅社員を中心に取得・更新させる (2019 年度)。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

各社協力の「声掛けサポート運動」を推進する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、車両とホームの段差・隙間対策を除いて、当社の中期経営計画等に位置付けられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。